

# 古代ギリシャの家族法

野田良之

## 目次

はじめに	iii) エンギュエの公示
ギリシャ家族法 本論	iv) 嫁資
1. 時代と場所の限定	ロ. エピディカシア
2. 家族法と宗教	b. 正式でない婚姻
3. 婚姻	c. 夫婦間の法関係
a. 正式な婚姻の2形態	イ. 夫権
イ. エンギュエ	ロ. 貞操義務
i) エンギュエの概念	ハ. 妻の社会的地位
ii) エンギュエの手続	注および参考文献
	あとがき

## はじめに

今日は「古代ギリシャの家族法」という題でお話しをするつもりであります

したが、だんだん調べておりますうちに拡がってまいりまして、ちょっとまとまりがなくなりました。私はどうもあまりまとめる方は上手ではなく、拡げる方は、いくらでも拡がっていきますものですから、準備したことを全部お話することは時間の関係でできません。それで「古代ギリシャの家族法」と申しまして婚姻を中心としてお話します。それから時代的にも制限しなければなりません。これからお話し致しますように古代ギリシャと一口に申しても、それはかなり長い期間にわたって存続しておりまして、その全体にわたって家族法を考察しますと、時代によって相当違いますから、その全部を述べることはできません。それで、一応古典期に限定したいと思います。古代ギリシャの古典期と申しますのはだいたい、紀元前5世紀頃をさします。これはテミストクレス (B. C. 528~462) とかペリクレス (495~429) とかいう政治家が出た時代、ギリシャの民主主義が一番盛んな時代で、ポリスの最盛期と言われる時期です。ギリシャの三大悲劇作家などが活躍しましたのもこの第5世紀ですが、そういう意味で5世紀を中心にお話をしたいと思います。ところで何故今時古代ギリシャに興味を持つか。これは非常に古い時代であり日本で申しますと縄文から弥生にかけての時期であり、その研究は骨董的な趣味によるものと思われるかも知れません。

ですけれども以下に述べるような理由で、現在真に人間らしく生きるには、過去をふり返ることは非常に重要だと思います。現在の世界を見ておきますと、どうもあらゆる点で非人間化が進んでいる。私が小さい時の記憶から申しまして今日のように非人間的な事柄が新聞を賑わすというふうなことはなかったと思います。世界がこのように増々非人間化していくと、原爆戦争がいつ起るかかわからないし、仮にそれがなくても、科学や技術の無反省な発展によって人類滅亡の危機が迫っているというようなことを考えざるを得なくなり、ちょっと大げさに言いますと、居ても立ってもいられないという気持ちになりまして何とかしなければいけないのではないかと思います。そしていったいこの非人間化ということはどうして生じてくるのだろうかとか考えるようになりました。近頃私はエトロジー *éthologie* (比較動物学とか

動物行動学とか訳される学問) というものに興味を持ち、それに関する書を読んでおりましたところが、この方面の大家でありますコンラット・ロレンツ *Korad Lorenz* という人が、現在の人間は、文明化されているがそれは結局人間の家畜化だと申しているのを知って大きな衝撃を受けました。家畜化というのは自然の動物を人間が手なづけてそして人工的に別物にすることを意味するが、それと同じように人間が自然の姿をだんだん失なって人工的になっている、言い換えれば人間が非人間的になりつつあり、それがいろいろな社会悪をつくり出しているのだと彼は多くの個所で書いております。比較的まとまったものとしたしましては「文明化された人間の8つの大罪」という本があります。翻訳も出ております。小さな本ですが、非常に興味のある書物です。

ロレンツは現代人が文明化ということあまりにも無批判的に受けいれていることに強い警告を発しております。

今の科学というものが無反省であること、ロレンツの言うとおりで、何の為に学問はあるのかということが少しも考えられていない。全体の見通しの上に立ってこれこれのことをやるのが果して有意義なのか、人間にとってプラスになるのか、そういうことをほとんど考えない。どこの分野でも研究者がみな前方しか見えないように目隠しされていて、他の分野のことはわからない。とにかく自分の分野だけを先へ先へと推し進めて行く。それをあらゆる分野でやりますから結局全体としては非常にちぐはぐで、各分野が有機的に関連し合った調和ある学問になっていないと言えるのではないのでしょうか。これはギリシャ的に言いますとエピステー *epistēmē ἐπιστήμη* すなわち専門知に対する *σοφία* ソピイア *sophia* すなわち全体を見渡した知、知識に対して知恵と言ってよいでしょうが、このソピイアが見失われていることになりましたが、ソピイアこそがギリシャ人のもとではむしろ基本でありまして、日本語の哲学にあたる *φιλοσοφία* (*philosophia*) はソピイアを愛するというでギリシャ人の「知」の考え方をよく表わしていると言えるでしょう。

ギリシャ人が考えていた本当の「知」とはソクラテスによれば「無知の知」すなわち自分が何も知らないということを知ることです。自分は何かを知っているというふうに考えているうちは本当に知っているのではなくて、自分は何も知らないということを知ることが本当の知なのだという意味です。デルポイ神殿に額がかかっておりまして、それにグノーティ・セアウトーン *γνώθι σεαυτόν* という有名な言葉が記されていますが、「自分自身を知れ」という意味です。まず自分が何であるかということを知ることが哲学の出発点であるという考え方、これが無くなってくると現在のように結局知とは自分の周りにある物をただ知るというエピステーメーに限られ、しかもそれを非常に表面的に細かいところまで追っているだけです。自分というものが何であるか知らない。

これはロレンツがさかんに言っていることで、現代の科学者は自分を知らない、自分が動物であることを忘れていて、そこに問題があるとロレンツは言うのですが、これはギリシャ人に言わせると、人間はヒュブリス *ὕβρις* に陥っているのです。ヒュブリスとは「思い上がり」ということですが、現在の人間は非常に思い上がっていて、自分は動物の一つにすぎないのに他の動物と全然違う存在であるかの如く思い込んでおり、そして現在は宇宙も人間が征服し得るのだというようなことを考えております。けれども、これはギリシャ人に言わせればヒュブリスに他なりません。ギリシャ人は非常にヒュブリスということを警戒いたしまして、早くからヒュブリスをいかに克服するかということで努力をし、悩みもしました。例えば3大悲劇詩人の作品のほとんどはヒュブリスを中心として展開されていると言ってもいいと言われているくらいです。

ヒュブリスに陥っている者は神から見捨てられるということになる。そういうことをギリシャ人は非常におそれていたわけですが、それを現在の我々は全く忘れていて。

そうして私共の周囲を見ますと、ひとびとはいかにヒュブリスを発揮するかということばかりに熱中しています。だから多くの分野で誰もが人を押し

のけて前へ出ること精力を集中し、それがいいことだと考え、世間一般もそういうことを喝采するというような風潮が非常に強い。ですからヒュブリスが悪いという考え方はほとんど我々の中にはなくて、むしろいかにしてヒュブリスを主張するかということにほとんどすべての人が明け暮れているといってもいいのではないかと思います。ヒュブリスこそ現代の社会をゆがめている元凶だと言っているのではないのでしょうか。そういう意味から私はギリシャ人の知恵に学ぶということが必要だと思ひましてギリシャ文化の研究を始めたわけでありませぬ。今日のお話は実はそれに直接に寄与するようなお話ではございませぬ。これから話し致しますところは、ギリシャの家制度が日本の戦前の家の制度に非常に近いということのお話しになりますが、しかしその背景にある思想は違っていることを知る一つの参考になるのではないかと思います、序論的なことをお話しをいたす次第です。

## ギリシャ家族法 本論

### 1. 時代と場所の限定

それでギリシャの家族法に話を進めたいと存じますが、さきほどお話ししましたようにギリシャの古代と申しますのはだいたいB. C.1600年から紀元後の2世紀くらいまでのかなり長い期間にわたります。この長い期間の全体にわたり、家族法の歴史を辿ることはとても一朝一夕では出来ませぬし、私もそれほど研究しておりませぬ。そこで今日のお話はだいたい5世紀から4世紀にかけての時代ということになります。

また、同じこの時代でも、ポリスによって家族法のあり方はかなり違っております。その全部についてお話しする用意はありませぬので、ここでは全ギリシャを代表するものとしてアテナイに考察を限定いたします。

## 2. 家族法と宗教

この5世紀のギリシャの家族法を見ます上で一つ重要な点に気付きます。それはこの時代の法全体がそうですが、特に家族法は宗教と非常に密接に結びついている、ということであり、近頃はそうでもないと思えますが、私の若い頃はギリシャと申しますとこれは合理主義の支配した世界であって、ギリシャ人は非常に合理主義的な民族であり、芸術とか科学とかを榮えさせた民族であって宗教などにはあまり熱心ではなかったといわれていました。これはルネッサンスの影響だと思いますが、ルネッサンスの人たちは中世を迷妄の時代と考え、迷妄はキリスト教会が生み出したものでこの迷妄から言い換えますと教会の影響から人間を解放して自由な人間にするのがルネッサンスの理想だったのです。その時にルネッサンスの人達が模範にしたのがギリシャ人である。実はギリシャ人はそういうルネッサンスの人々が考えたような合理主義者ではなかったのですが、ともかく非常に合理的な人間であったと考えまして、そういう像をつくり上げました。しかしこれはかなり修正しなければならないと思えます。フラスリエル (Flacelière) というフランスのギリシャ学者で有名な人がおりますが、この人が「ペリクレス時代におけるギリシャの日常生活」 *La vie quotidienne en Grèce au siècle de Périclès* という非常におもしろい本を書いています。残念ながらこの翻訳は出ておりませんが、フランス語の読める方には、一読をおすすめします。

この書物にこういうことが書いてあります。

「人はしばしばギリシャ人を合理主義者と認めるがそれは彼らが科学や哲学を創造したという意味で、又彼らの哲学者のいく人かが宗教的伝統を鋭い人を刺すような批判にさらしたという意味で、そう思うことが出来るのだ。だがギリシャの人民は総体としてはあらゆる古代の人民と等しく、聖なるものの感情に満たされており、それは前ギリシャ的起源を持つ語 *θάμβος* *thambos* という語が非常によく特徴づけている。これは人が自然界又は人間界におい

て見分けうると思っているあらゆる力、あらゆる超自然的なものに近づく時に感ずるあの<sup>ホレ</sup>怖れ、畏敬に満ちた恐怖のことである。」(236頁) この「聖なるもの」は宗教学者のルドルフ・オットー Rudolf Otto という人が「Das Heilige 「聖なるもの」」という書物のなかで述べているものと等しく宗教の一番基本にあるものです。とにかく古代ギリシャ人は一般に敬神的でソクラテスにしても、プラトンにしても、アリストテレスにしても、みな相当敬神的であったと言っていいと思えます。そういうようなことからギリシャの文化の全体を考察するについて、その宗教を充分考慮する必要があると思えます。家族法を考える場合には特にそう<sup>注(3)</sup>です。同じことはまたフランスの歴史家フェーステル・ド・クランジュ Fustel de Coulanges もかれの有名な著書・《*La cité antique*》(古代都市国家)の中で認めています。かれは法と信仰との関係についてこう述べています。「信仰と法律とを比較すると、ある原始的な宗教がギリシャ・ローマの家を構成していたこと、婚姻や親権を形づくっていたこと、親族の順位を定めていたこと、所有権や相続権を聖別(確認)していたことが明らかになる。この宗教は、家を拡大した後、より大きな結社たるシテ *cité* を作り上げてそこに<sup>注(4)</sup>君臨した。」これによりますます家の宗教が拡大されてキウィタスとかポリスの宗教になったのです。したがって、古代には各家に宗教があったわけですが、これは日本の場合に非常によく似ております。日本では各家は神棚を持っていました。

ギリシャではヘスティア *ἑστία* (かまど) というものが家の真中にあり、それが神として祀られているのですが、このかまどの火を絶やすとその家が断えると信ぜられていたので、その火を絶やさないように気を配ることが家長の務めでした。ですから家長はそういう宗教的な責任を持っている。そういう意味で家は宗教的なゲマインシャフト *Gemeinschaft* なのです。そういうわけで現在でもフランスではフォワイエ *foyer* (かまど) という言葉を精神的な家の意味に使います。ヘスティアについてギリシャにはちょっとおもしろい行事がありまして、子供が生まれますとその子供がその家の一員であ

るということを示すために、そのヘスティアの周りを子供を抱いて走ります。これを周走（アンピドロミア ἀμφιδρόμια）と呼びます。この儀式によってその子供はその家の本当の子供だということになります。

それともう一つ重要なのは先祖のお祭りです。先祖の祭りは死者を祀ることです。一種のアニミズム animism 的な考え方が原始宗教にはみなありますが、ギリシャにおきましても、フェーステル・ド・クランジェの本に詳しく書かれておりますように、実際にかなり古い時代には死者は黄泉（ギリシャではハデス Ἅιδης）で生きているとされておりました。この世で死んだ者はその肉体をもったままハデスに行ってそこで生きていますから、死者には食物も飲物も必要で、したがって死んだ祖先に供物をあげるわけです。ギリシャではその入れ物の底に穴があいていまして、その穴のあいた入れ物に供物を入れて祭壇に供える。ということは結局その穴からハデスにそれが下って行って、死者がそれを食べたり飲んだりして生きてるわけです。このようにして祖先が自分達を守ってくれるという考え方があった。ですから死者を祀るということは家長の非常に大きな務めであります。また一日の一定の時間になりますと、お祀りをします。場合によってはその際犠牲を捧げる、すなわち羊その他の動物を屠ってそしてこれを祭壇に捧げるということをやります。プラトンの「レス・プブリカ (Res publica)」(国家編)の冒頭の部分に、ソクラテスが友人ケペロス (Κέφαλος) のところに行った時の話が出ておりますが、ケペロスが話をしているうちに、もう時間になったから自分は日課の勤行に行かなければならないと言って部屋を出て行くという場面があります(331D. 岩波文庫藤沢訳・上・27頁)が、これによってソクラテスの時代にもそういう勤行が忠実に行なわれていたということがわかります。

結局、そういうふうに死者を祀ることが非常に重要な家長の務めであり、家というものはそういう家長を常に必要とする。だからその家長の地位は頗る高くなります。女性は、あとで申しますように、完全無能力者、すなわち生涯にわたって無能力者ですからこれは祀りをすることができませ

ん。したがって、家には女性がいただけでは家として機能せず、常に男性が家長として存在することが必要である。そこで家というものは結局そのような家長のもとに何人かの人間が集って構成されるわけです。家はギリシャ語ではオイコス οἶκος (oikos) と申します。そしてさきほどもちょっと申しましたように、オイコスが集まってポリスを作りますので、ポリスはギリシャ人にとってはあらゆる共同体の中で一番重要な共同体だということになります。

アリストテレスの「政治学」という書物があります。

この中にこういう言葉があります。「ポリスは現に我々が見る通りいずれもある種の共同体、コイノニア κοινωμία (コミュニティ) である。そして共同体はいずれもある種のよきもの、(アガトーン τὸ ἀγαθόν) を目あてに構成されているのである。わけでもそれらのうち至高で残りものをことごとく包括している共同体は最も熱心によきものを、しかもすべてのよきものうち至高のものを目指していることは明らかである。そしてその至高のものというのは世に言うポリス、あるいはコイノニア・ポリティケー κοινωμία πολιτική (ポリス共同体) である。」(1252 a, 岩波文庫・山本訳・31頁)そしてやはり同じアリストテレスは、日々の用のため自然に即して構成された共同体が家であるといっています。(1252 a, 山本訳・33頁)だから家は自然に生れてくるという考え方です。それが土台になって、ポリスを作るという考えですからオイコスというものがいかに重要であるかということがおわかりでしょう。

それではギリシャのオイコスというものは古典期にはどのような構成をもっていたかということですが、これは非常に小さい家族制です。ローマなどと違い大家族主義はずいぶん昔になくなっており、だいたい夫婦、その子それから奴隷、使用人といったようなものを含む小規模の共同体であり、夫婦がその親と同居するということは比較的少なく、夫婦とその子が主たる家の構成要素であるという場合が多い。だいたいの家にも中流以上では奴隷がおります。ですから人数はかなり多いのですけれども、いわゆる

大家族主義ではない。したがって、その中心は夫婦ということになります。

### 3 婚姻

そこで婚姻というものが重要になってくることになります。ところがこの婚姻の観念がギリシャ法では非常にあいまいです。あいまいといっは語弊がありますが、我々が今日婚姻と言っているものにそのまま当たる言葉はないのです。いろいろな言葉が使われていますが、それがみな今日我々が使っている婚姻という語とは必ずしも概念的に一致しないのです。その点に注意する必要があります。普通は婚姻のことをギリシャ語ではガモス (*γάμος*) と呼びますが——一夫多妻制を表わす英語の polygamy は *πολύς* (多い) と *γάμος* とに由来——、ガモスは婚姻の最終段階、すなわち肉体的関係に入った段階を指しまして、われわれの言う婚姻とはちょっと違っています。したがってギリシャ語では婚姻と申しましても、その形成の段階によって、種々の語で呼ばれるし、またいくつかの形態があるということをまず注意する必要があります。(婚姻には正式なものとそうでないものがあり、正式な婚姻にも次の2形態があります。)

#### a. 正式な婚姻の2形態

##### イ. エンギュエ

##### i) エンギュエの概念

広い意味での婚姻(男女の継続的な結合)の中で正式に婚姻と言いうるものはどういうものかといいますと、その婚姻から生まれた子が嫡出子として認められる、そういう婚姻です。それが正式の婚姻でこの正式の婚姻に2つ形式がありまして、1つがエンギュエ *ἐγγύη* です。このエンギュエという言葉は普通婚約と訳されていますが、実はこれは必ずしも正確な訳とはいえません。さきほど申しましたガモスと1つになって完全な婚姻になりますが、その前半部を指し、確かにまだ完全な婚姻でないという意味では婚約的な性格をもっていますけれども、しかしいわゆる婚約ではありません。(尤もこれを婚約と解する有力な反対説もあるようです。)婚姻の予備段階では

なくて婚姻の一部です。はじめの部分をエンギュエ、後半部をガモスというふうに呼びます。<sup>注(5)</sup>エンギュエというのは法的にはどういうことかと申しますと、娘を持っている父親がその娘をある適齢期の男性に与えるということをや約する契約です。一方当事者は原則として父親で母親はさっき申しましたように無能力者ですから契約当事者になれません。

これでおわかりになるように娘は契約の対象であって、当事者ではなく、当事者は父親とそれから婿になる男性です。この2人の間で契約が行なわれる。これはおそらく売買婚から発展したものであろうと言われております。ですからその痕跡のようなものがいたるところにあるのですが、たとえば嫁資を設定するというようなことがあります。娘の側から嫁資を設定し、逆に男性の側から贈物をするということが行なわれます。婿の側から供与する贈物はおそらくはじめは代金というものであったろうと考えられておりますが、後には男性の側の贈物はだんだん行なわれなくなっていくようです。

とにかくそのように娘をある男性に嫁として与えること、これは日本語の嫁にやるというのにあたりますが、ギリシャ語ではガメイン (*γαμέειν*) と申します。昔は日本でも娘は契約当事者ではなく、娘の父親と相手の男性の父親との契約であることが多かった。

だからそういうことから申しますとギリシャのエンギュエは別に非常に不可解な制度とは言えません。現在から考えますと、はなはだ非人間的だと考えられるかも知れませんが、実際にそれでは娘の意向は全然考慮されないのかと言いますと、そうではなくて実際には、娘の意向もやはり聞いています。日本でもそうでした。とにかく一応その娘にはあの人ではどうだということを聞いて、父親が決めるということであったのですが、法的には娘の同意は要件ではないと言えると思います。今日ちょっと中田薫先生の古法制雑考という非常に古い、日本法に関する論稿中の古事記などに出ている婚姻を扱ったところを見ておりましたら、やはり日本でも似たことをしていたようです。日本の婚姻は古くは「まぐわい」と言い、目が合うことに由来す

る言葉で呼ばれていました。まぐわいとは男性と女性との間の事前の合意です。それがまずある。これは法的要件ではないけれどもそれがあってそして父親とその男との間で契約が行なわれる。そういう意味で確かに法的には父親と婿になる男との間の契約ではあるけれども、娘の意向が全然反映しなかったわけではないということがわかります。ギリシャでもほぼ同じようなことが行なわれていたように思われます。

そしてエンギエの場合は、時には娘が適齢期に達していなくても成立します。実際に5歳の娘をエンギエしたいという例が文献に出ております。(Harrison, *infra*, p. 21) 勿論本当に結婚生活に入るのには適齢期になってからです。このように、娘の方には年齢制限はないが、男の方はいたい17歳から18歳が婚姻適齢で、そのころに成年に達するということがあったようです。

#### ii) エンギエの手続

エンギエは確かに要式的な行為ですが、あまり厳格な手続きは決まっていない。とにかく父親と婿となるべき男性の間で「この娘を妻として与える」、「これをお願いします」という意味の文言を交わすということが要件です。それがないとエンギエは成立しませんが、その文言はきまった表現でなければならないということはありません。一番普通なやり方の例を挙げますと、メナンドロス (*Mένανδρος*, B.C. 342~292) という作家の喜劇が残っておりますが、その中で父親が「自分の嫡出の子供であるこの娘をお前にやる。」と申しますと、婿になる人が「ランパノ (*λαμβάνω*) —I take)、私はとります。」という風に応じております。このようなやりとりでエンギエの契約は成立します。

#### iii) エンギエの公示

エンギエにはこの他には手続きはありません。したがって公示制度という点では欠けるところがあります。ある人がある人と結婚したかどうかという事は、関係者にはわかりますけれども、披露宴というのはやりますものの、別に要式の公表はいたしません。すなわち今日のわが民法におけるよう

な届出というようなことはやりませんから、2人の結婚を知らない人もあり、実際には問題がおこる可能性があります。したがって、エンギエの法的要件ではありませんけれども、双方で証人を立てるのが一般でした。証人は1人ではなくて数人立てるのが慣例であったようです。こうして結婚の存否について争いが生じますと、これらの証人の証言によって確かにエンギエがあったということが証明されることになります。

#### iv) 嫁資

それからさきほど申しましたようにだいたい中流以上の婚姻におきましては、嫁資 (*πρόξ proiox*) という一定の財産を娘の父親が娘のために設定してこれを夫たるべきものに交付しました。日本では持参金と普通言われているものにあたります。婚姻生活の経費をまかなうために、娘が持っていく財産です。これはわが国では持参金と言っておりますけれども必ずしも金でなくてもよい。動産でもよいし不動産でもよいし、あるいは債権でもよい。この嫁資を娘のために父親かあるいは親族が設定する。ただその場合に必要な手続きといたしましては、そのプロイクス *πρόξ proiox* (嫁資) を相手方に引き渡す時に必ず評価をいたします。何故そういうことをするかといいますと、実は後に婚姻が解消されますとその嫁資はもとへもどさなければならない。その時にその財産が消費されていることもあり、あるいは他に移転されているというようなことがありますから、そういう時はそれに見合うものを返すことが必要になり、そのために必ず評価をいたします。プロイクスの他に娘はその他の財産をも持っていくということがかなりありますが、評価を受けないものはプロイクスに入らない。ですからそれは返す必要はないものです。

#### ロ、エピディカシア (*Επιδικασία*)

以上がエンギエの説明であります。もう1つの形態は、我々から見ますと非常に非人間的な制度ですが、エピディカシアという制度であります。これはまさに古代ギリシャの婚姻が専ら嫡出子を得るための法的手段であるという性格がはっきり現われている制度です。どういう制度かと申しますと、

ある父親に娘が1人いたといたします。そしてその父親には子としてはその娘1人だけしかないとしますと、それを人にやってしまうわけにはいきませんから、そこで日本と同じように婿養子をとってそれに娘をめあわせて家を存続させるということになる。これが普通のいきかたです。それから父親が死ぬ前に一定の人間を婿にするということを遺言で決めておくと、その人が養子になって娘と結婚し、あととりになるということになる。ところがそれをやらないで父親が死んだらどうなるかというのがこのエピディカシアの手続が生ずる所以なのです。その場合に娘だけ残りますとその娘をエピクロス *ἐπικλήρος* と申します。エピクロスというのは女子相続人という意味です。女子相続人という名前がついていますが、父親が死んでそして男の子がなく、また養子縁組もしていないと娘だけ残ってしまう。そういう状態をエピクロスと申します。この場合この娘が相続をするということになりますが、さっき申しましたように女子は無能力者ですから娘が相続したのでは家が保てない。だから何とか家を存続させる措置を講じなければならぬ、というわけでここでエピディカシアという手続が登場することになる。この際どういうことが行われるかと言いますと、父親の最近親の男性が、その娘と結婚しなければならないことになります。最近親者がこの権利を放棄すれば次の順位の者が結婚します。この者も結婚しないならば、さらに次の順位の者が娘と必ず結婚する。そうすることによってその家が継続されるということですからエピクロスになった娘があると、父親の最近親の男性は自分がその娘と結婚する権利があると主張する。この男が、アルコン——アルコン *ἄρχων archón* というのはポリスの最重要な役人です。——のもとにこのエピディカシアの申請書 (*λῆξις*) を提出いたします。すなわち自分がこれこれの親等にあつて、この娘と結婚する権利があるから、結婚を認めてくれということをアルコンに書面で申請するのです。そうするとアルコンはこれを受理して、これこれのエピクロスがいて、これこれの人が権利者として名のり出していると公告します。というのは、他にも権利を主張しようとする者がいるかも知れないので、これに対する催告をす

るわけです。法律を御存知ない方のためにいいますと、ここでいう催告とは、一定の事項に関して権利を有する人は申し出なさいと促すためにする通告のことです。そして、申請書提出後の最近の民会でその申請書を必ず読み上げます。それからもう一ぺん係りの役人に公告してもらいます。それでも名乗り出るものがないと、上述の申請者がエピクロスと結婚するということになります。

もしその他に何人かの人が名乗り出て、自分の方が順位が上だという主張があつて争いになりますと、こんどはアルコンがディカステリオン *δικαστήριον dikasterion* を召集します。ディカステリオンというのは裁判所の一種ですが、これはいろいろな構成がありまして、裁判官の総数はずいぶん多いのです。一番大きい構成は、裁判官が6000人います。大抵は500人とか100人単位ですが必ず奇数で101人とか、501人とかというふうに構成します。ソクラテスが死刑を宣告された裁判では501人の裁判官がいました。普通日本ではこの裁判所を陪審廷と訳していますが、実はこの多数の人は正確には陪審員ではなくて裁判官です。この多数の裁判官全部が評決して判決するのですが、このエピディカシアの場合の人数は私の参照した文献には書いてありませんからどの程度のものかはわかりません。とにかく、アルコンは一定数の裁判官を召集いたしまして、アルコンが長になって誰が娘と結婚すべきかを判定し、そのものがこの娘と結婚することになります。この場合に娘には全く選択の余地はない。この時はその娘の意向を聞くことは出来ません。所定の順位で夫がきまるわけですから、娘の意向は全然無視されるということになります。

もっとひどいことは娘が仮に既に結婚しているという場合です。これはたとえば父親に息子と娘があつて息子が生きていた間に娘を嫁にやった。ところがこの息子が死ぬということになりますと、結婚している娘がエピクロスになる。その場合にどうするかと申しますと、結婚していた娘は強制的に離婚させられます。そして離婚させて、近親男性中の先順位の者がその娘と結婚する。この点は非常に不人情にみえますが、「家」の尊重ということか



らいますとそれは当然だということになります。娘と結婚していた者はその娘の家系とは関係がないが、エピクレロスと結婚した者は父親の近親であって、とにかくこの家と密接に関係している。だから家の維持のためにはそちらの方が優先するというのは論理的には当然だということになる。我々の人情から申しますとここにはかなり問題があるといえますが、それくらい徹底して個人より家を重視しているのがこのエピディカシアの手續です。以上述べたものが2つの正式な婚姻です。この正式な婚姻というのはさっき申しましたように、この婚姻から生まれた子でなければ嫡出子にはならないということです。

#### b. 正式でない婚姻

これから申します婚姻は違法な婚姻ではありませんけれども正式な婚姻ではなく、したがってそこから生まれて来る子は私生子となります。それはだいたい現代日本法の内縁関係と同じような関係になりまして、エンギエの手続きを経ませんからしたがってそれは男女の自由結合ということになります。ところで自由結合と申しましていろんな形がありまして、勿論違法なものもあれば、違法でなくても永続的でないものもあります。しかしエンギエの手続きは経ないけれども世間から見ても夫婦であると認められる関係というものはありえます。今日の日本法では届け出はしていないけれども社会的には夫婦と認められる内縁関係というものがありますが、それにかなり似た関係であります。古代ギリシャ法ではこれをも含め正式でない婚姻関係を広くパラケイア (παλλακεία, pallakeia) と呼んでいます。パラケイア (英語の concubinage にあたる) には手続きは別に必要はなくて、どういうやり方でもとにかく事実上夫婦関係に入っていればこれはパラケイアになります。

ところで一口にパラケイアと申しまして、社会的に婚姻類似のものもあればそうでないものもあるわけです。ですから事実上の婚姻関係と妾関係とか一時的な同棲関係とかそういうものとの区別がつかないわけで、したがってこれはギリシャではあまり社会的には評価されない関係であります。けれ

ども単なる一時的な性的関係ではない事実上の婚姻もあるが、これから生まれる子は、ノートイ νόθοι nothoi—これは複数形で、単数形はノートス νόθος—という名で呼ばれて、私生子です。尤も私生子と申しましてもその地位は時代によって違ひまして、民主制が非常に徹底した時代には、このノートイは非常に悪い地位におかれ、全く子としての扱いを受けないということがありましたが、それより前の時代、古典期の前期頃にはまだかなり子に準ずる扱いを受けておりまして、順位はずっと下の方ですけども相続権も持つということがあったようです。

#### c. 夫婦間の法関係

##### イ、夫 権

次に夫婦の関係について簡単に申しますと、夫は妻に対して一定の権力—夫権を持っております。ローマ法のマヌス manus (手権) にあたります。ローマ法ではマヌスをともなる婚姻とマヌスをともなわない婚姻、とに分けられておりますが、ギリシャではそういう区別はありません。夫が死亡したり、夫権を行使できない場合には、親族又は場合によっては他人が妻の後見人になることがあります。これらの権力は夫権をも含めすべてキュリエイア (κυρία) という同じ名前と呼ばれています。ですから、一応ここでは夫権と申しましたが、ギリシャ法には「夫権」にあたる特別の語はありません。そしてこの権力を持つものがキュリオス (κύριος) です。キュリオスは主人のことです。キリスト教でミサの時に歌う聖歌にキリエ・エレイソンというのがあります。キリエというのは正確にはキュリエです。「主よ憐み給え」という意味ですが、このキュリオスの呼格がキュリエです。親が娘に対してキュリオスである場合、これは未婚の時代です。父親がいまませんで兄弟がいる場合には兄弟がキュリオスになります。父親も兄弟もいない時には父方の祖父がキュリオスになります。それから結婚いたしますと夫がキュリオスになる。

また、夫が死んだり、あるいは誰もキュリオスになる人が親族中にいない場合には一定の手続きで親族でない者からキュリオスが選任されます。

エビディカシアの場合にはこれから娘の婿になるべき娘の父親の最近親男性がただちに（結婚しないうちから）キュリオスになって、そして自分がこの娘と結婚する。これはちょっと変則ですけれどもそういうことになります。しからば父親が生きていて娘を嫁にやるという場合にいったいキュリエアは全部夫に移るのか、それとも部分的に移って全体は移らないのか、それとも全然移らないのか、こういうことについては、これに関する文献が少ないものですから、いろいろ学説の争いがあります。しかし通説はだいたい原則としては夫に移るとみています。ただ婚姻を解消して娘をもとの自分の家へもどすということが父親には出来るのです。娘を嫁にやりましてもいろんな事情でこれは嫁にやっておかない方がよい、この婚姻は解消する方がよいという時には、離婚をさせて自分の家へもどすということが可能なのです。これはキュリオスの資格でやるわけですから、その限りでキュリエアは父親に残っているといえます。しかしその点を除けばキュリエアは夫に移転するというふうに解されております。

#### ロ、貞操義務

次に夫婦間の貞操義務について述べましょう。戦前の日本法におけると同じように夫には貞操義務はない。だから夫はどういう身持でもこれに対する法の制裁はない。妻の貞操義務は非常に厳重です。これは、妻の身持ちが悪いと夫の家系以外の人間が家に入って来る可能性があるからです。したがって妻の貞操義務は非常に厳格なものでした。それゆえ妻が姦通をいたしますと、姦通の現場をとらえた夫はその場で相手を殺すことができます。しかもこの場合は夫も制裁を受けることがある。もしその妻を離婚しませんがアティミア *ἀτιμία* という制裁を受けます。アティミアというのは不名誉という意味で、法制度としては、社会的な不名誉、例えば公民権を剝奪されるとか、一定の聖域には入れないとか、自分の方から進んで原告になって訴えを提起出来ないとか、そういう権利制限を受けることをアティミアと申します。ですから夫はその姦通した妻を宥恕するということはできないわけです。

#### ハ、妻の社会的地位

今申しましたような法的な関係から見ますとアテナイにおける妻の地位は非常にみじめで、まるで奴隷と同じではないかというふうに考えられます。

（スパルタでは妻の地位は高かった）事際、法的にみますと奴隷とあまり変わらない。妻は生涯無能力者で、法的には有効な法律行為ができないのですから、法関係についてはすべて夫が代理人として行動し、あるいは後見人が代理するということになります。

しかし実際はどうであったかと申しますと、決してそうみじめではなくて家庭内では妻は全権を与えられています。したがって家のきりもり、オイコノミア *οἰκονομία*（家政<sup>注7</sup>）は妻によって荷われています。ですから妻が有能であれば家は栄えることになるわけで、夫は結婚いたしますと妻にそういうオイコノミアの技術を修得させるために教育をすることを行なわれております。クセノポン *Χενοφών* という人の「家政論」という書物がありますが、そういう意味での妻の教育、家政のための教育というものを説いたものです。

古代ギリシャでは一般に妻があまり外出すると世間の評判がよくないので軽率には外出しませんが、しかし是非自分が行かなければならないという買物にはアゴラという公共の広場にある市場に出かけていきます。しかしその時には必ず奴隷を伴ったといわれております。それからさきほど申しましたようにギリシャ人は非常に宗教的でお祭りが好きなので、日本と同じようにお祭りがたくさんあり、さきほど挙げたフラスリエルの本によりますと、何月にはこれこれの祭り、何月にはこれこれの祭りという風に、アテナイだけでも三十いくつの大きな祭りがありました。こういう公けの祭りには女性も参加できる。もっとも女性の参加を禁ずる祭りもあり、逆に女性だけが祭りに参列し得て、男性は排除されるという祭りもあるのです。女性の地位は法的には非常に低いのですが、主婦はデスポイーナ *δέσποινα* とよばれており、これはデスポテース *δεσπότης* という男性名詞の女性形です。デスポットといえば、現在では暴君を意味し、悪い意味にしか使われませんが、古代ギリシャでは必ずしも悪い意味ではなく、奴隷に対する主人という

意味に使われる。ですからデスポイーナという呼び方はかなり権力を持っているという色彩の強い言葉です。妻は家庭内においてはデスポイーナすなわち主人である。

日本ですと夫がかなり家にいることが多いので妻の地位は事実上もそれだけ制限されるわけですが、ギリシャ人は非常に戸外にすることが好きで、特に男性は一般に極めて早起きで日が昇るとともに家を出て前述したアゴラ、すなわちポリスの中央にある広場に行きます。そこには市場とかいろいろな公けの施設とかがある。夫はアゴラで主としてお喋りをして過しますから一日中家におりません。だから妻はうちの中では自由に恵まれ、事実上高い地位にあったということが出来ます。

以上が古代ギリシャ家族法の一部ですが、かなり戦前の日本の家族法に似ております。日本の戦前の社会状態を知っている人にはギリシャの古代の考え方はあまり縁遠いものではないと言えませんが、現在の若い方々はおそらく相当違和感をお持ちになるかと思えます。現在がすべてではないことを知る意味で何かの御参考になるかと思ってお話したわけですが、本当はこれを土台にいたしましてプラトンのノモイ編の家族に関することとお話したかったのです。しかし、時間がなくなりましたのでこれは又別の機会に譲りたいと存じます。婚姻についても、婚姻障害事由や婚姻解消<sup>注(8)</sup>のことに触れえませんが甚だ不満足な話になりましたことを深くお詫びいたします。これで一応私の話を終ります。

注(1) ヒュブリスについては、拙稿・ヒュブリスについて—柏随想2・みすず・288号、10頁以下参照。

注(2) アイスキュロス (Αἰσχύλος, B. C. 525—456) ソポクレス (Σοφοκλής, 497—406) エウリピデス (Εὐριπίδης, 485—406circa)

注(3) この点の詳細は Fustel de Coulanges, La cité antique, Lib. I et II (第1編および第2編) 参照。

注(4) フランス語の cité はラテン語 civitas に由来する。通常都市と訳されるが、

都市にあたるフランス語は ville である。citéはπόλιςと同じく都市国家で規模は都市的で小さいが、性格はむしろ国家と言った方がよい。

注(5) A.R.W. Harrison, The Law of Athens, The Family and Property, 1968, p.7 によれば婚姻は ἐγγύη によって有効に成立し γάμος は事実行為にすぎない。

注(6) παλλακεία という語は Harrison の書では用いられていない。Harrison のこの点についての叙述は極めて簡単である。本文に述べたことは、H.T. Wolff, Die Grundlagen des Griechischen Eherechts, in: Zur Griechischen Rechtsgeschichte, S. 645f. による。

注(7) οἰκονομία は οἶκος と νομία (νόμος—法に由来する接尾語) との複合語で家の管理、秩序づけと言った意味を持つ。現在使われている économie の語源をなすが、古代には経済一般の意味はない。

注(8) 1. 婚姻障害事由について：婚姻障害事由には種種あるが、ここでは近親婚に関するものだけについて述べる。直系親族間では無限に禁止される。傍系親間では極めてゆるやかで、伯叔父と姪は婚姻可能。同母の兄弟姉妹間では婚姻は禁止されるが、同父異母の場合は婚姻可能、養子関係は婚姻障害事由にならない。

2. 婚姻解消について：(婚姻解消原因は次の三つ)

1) 死亡、夫婦の一方の死亡によって婚姻は解消、アテナイ法には再婚禁止期間の定めはない。夫死亡の場合、妻には夫の家止まるか、実家に復帰するかの選択権がある。前者の場合、男の子があれば、そのキュリエイアに服する。

2) 強制離婚、次の3つの場合は離婚しなければならない。

イ、婚姻成立後に妻が外国人であることが判明したとき。

ロ、夫が妻を姦通の現場でとらえたとき。

ハ、結婚後に妻が実家の ἐπίκληρος になったとき。

3) 任意離婚は極めて自由で、合意による離婚も、夫婦の何れか一方からの離婚も認められている。夫の一方的離婚の場合は ἀποπέμπειν (動詞) —ἀποπέμψις (名詞、以下同じ) ἐκπέμπειν—ἐκπέμψις, ἐκβάλλειν—ἐκβολή 等と呼ばれ特別の手續を必要としない。妻からの場合は ἀπολείπειν—ἀπόλειψις と呼ばれ、アルコンに申請書を提出しなければならない。この申請書がアルコンによる離婚の正当性の判定を求める目的でなされたのか、単なる公示的な目的でなされたのかについては法史家の間で解釈の争いがある。

参考文献

1. Robert Flacelière, *La vie quotidienne en Grèce au siècle de Périclès*, 1959.
2. Fustel de Coulanges, *La cité antique*. 邦訳、田辺貞之助・古代都市（白水社・仏蘭西古典文庫・4.）1947年。
3. Rudolf Otto, *Das Heilige*, 1936. 邦訳、山谷省吾・聖なるもの・岩波文庫。
4. A. R. W. Harrison, *The Law of Athens, The Family and the Property*, 1968. この書はアテナイ法にかざられているが、古典期のギリシャ私法の概説書としてすぐれた価値を持つ。Harrison には民事訴訟法に関する別著：*The Law of Athens, Procedure*, 1971がある。
5. Hans Tullius Wolff, *Die Grundlagen des Griechischen Eherechts*, in: *Zur Griechischen Rechtsgeschichte*, hrg. von Erich Berneker, 1968, S. 620ff. 本書は古代ギリシャ法や法思想に関するすぐれた論文を集めたもので、古代ギリシャ法研究に極めて有用。ドイツ以外の文献もすべて独訳されている。

あ と が き

これは阿南成一教授が主宰するモラロジー研究所における家族法に関する研究会で行なった講演である。阿南教授からは最初フランスの家族法について話すようにという御希望があったが、私は数年前からフランス法研究を若い世代に委ね、民法典の相つぐ改正で大幅に変貌しつつあるフランスの家族法に疎い反面、《比較法文化論》の研究に関心を移し、とくに古代ギリシャの法思想に深い興味をもつに至ったので、古代ギリシャの家族法について述べさせて戴くことにした。しかし、古代ギリシャの実定法については知るところは、極めて乏しくむしろ自分の知識を深めるためにこの機会を利用して戴いた。したがって話の内容は頗る常識的な、まことに皮相な紹介程度のものにすぎない。

研究会の方が録音テープを起して文章にして下さったのであるが、読んでみて、冗長な上に日本語が正確でなく、自分でもウンザリする代物で、公表

に値するものとは思っていない。編集者の御要望で下らない部分は半分削ったがなお冗慢の謗を免れない。読者の御寛恕を乞う。この雑駁な話が、モラロジー研究にいくらかでも寄与しうれば、幸いこれに過ぎるものはない。

## The Family Law of the Ancient Greece

Yosiyuki Noda

This is a résumé of a lecture, reproduced in written form, which the author gave in a study-meeting of the Institute of Moralogy. Despite the title which seems to be about to tell the Greek family law in general, the matter considered is much limited: we examine only the family law of Athens in the classical period (5th and 4th Century, B.C.). Within this bound, however, the shortness of time obliged the author to concentrate his investigation upon the marriage law.

The family law of the ancient Greece is, to begin with, inseparably connected with the religion, as well as all the primitive laws, as says Fustel de Coulanges in his famous work: *La Cité antique*. The family constituted a very important element of the *πολις* which was, according to the greek thought, the only possible political community among the civilized peoples. For this reason, the family was requested to perpetuate at any price. Every house had in its centre a hearth (*ἑστία* in Greek), symbol of the house, because it was believed to be the dwelling of the Goddess 'Εστία, guardian deity of the house. The fire in the hearth was sacred and could not be extinguished, for it meant the extinction of the family concerned. Moreover, every house had an altar for the ancestor-worship, which was served regularly with foods and drinks, for the reason that the ancestors were believed to live in the Hades. These rites were exercised necessarily by the head of the family. The function of the head could not be filled by the female, because in the Greek law of this time, the woman was legally incapable for all her life. In consequence, the marriage which enabled the head of the family to have his successor was regarded as the most important institution.

There are two forms of the authentic marriage. The authentic marriage means that the children born out of this kind of marriage are deem-

ed to be the legitimate sons and daughters.

The one is the *ἐγγύη*: a contract between a father having a daughter and a free man, by which the father promises to give this daughter to this man as his wife and the latter accepts it. That *ἐγγύη* must be followed by what is called *γάμος* (corporal relation) to make the marriage perfect. But the *ἐγγύη* is not a mere betrothal, according to the dominant doctrine.

The other is the *ἐπιδικασία*. Suppose a father died leaving only a daughter: she becomes then *ἐπικλήρος* (heiress). As we see, she is not qualified to succeed to the status of the head of the family. So the law orders that the nearest male relative of the deceased father should marry with this daughter according to certain legal formalities. This procedure is called *ἐπιδικασία*. In case she is already married, the marriage must be dissolved. The male is able not to exercise this faculty; then the next ranked one exercises it. As for the daughter, the marriage is not at all free. We see to what extent the maintenance of the family took precedence over the individual will in the ancient Greek law. Thus the legal status of the house wife is very low, but in reality, she was *δεσποινια* (powerful mistress) in a family life.

Among a great variety of sexual relations between man and woman, that which is analogous to the authentic marriage, but is united without following one of the two forms above mentioned, is called *παλλακεια* (concubinage). The children born out of these relations are *νόθοι* (illegitimate children); they were socially little esteemed.